

美唄市役所と関わりのある事業者の皆様へ

～職員の倫理保持に御協力ください～

美唄市では、令和 8 年3月から「美唄市職員倫理条例」を施行し、美唄市の職員が「利害関係のある事業者の皆様」から、次の行為を受けることの禁止を徹底しています。

美唄市の職員は、今後も襟を正してまいります。事業者の皆様におかれましても、美唄市の職員の倫理保持に御理解と御協力をお願いいたします。

× 金銭や物品の贈与

×せん別、祝儀、香典、供花の贈与を受けることも原則禁止

× 酒食等のもてなし(接待)

×飲食のほか、スポーツ観戦等への招待を受けることを禁止

○職員が職務として出席した会議で弁当などの簡素な飲食物の提供を受けることは可

○多数の者が出席する立食パーティーなどで無料で飲食物の提供を受けることは可

○割り勘や自己負担の場合は可(割り勘の負担額が十分でない場合は禁止行為となる。)

× 車での送迎など無償でのサービスの提供

×タクシーやハイヤーで送迎してもらうことや、事業者の社用車であっても、職員だけ特別に送迎をしてもらうことを禁止

○職務で来た職員が、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎を受ける場合は可

× 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

○割り勘や自己負担の場合は可(割り勘の負担額が十分でない場合は禁止行為となる。)

× 金銭の貸付け

○金融機関から一顧客である職員が貸付けを受ける場合は可

× 未公開株式の譲渡

×有償であっても無償であっても違反

× 無償での物品や不動産の貸付け

○事業者等を訪問した際などに、文房具等を借りる場合は可

事業者の皆様が職員にとって「利害関係者」に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたは職員にとって「利害関係者」ですか？

次の職務を行う美唄市の職員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その職員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ☑ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ☑ 立入検査又は監査を行う担当職員
- ☑ 不利益処分や行政指導を行う職員
- ☑ 契約事務や入札事務の担当職員

該当

利害関係者です

該当しない場合

あなたは利害関係者ではありません。

しかし、これらの事務を担当していない美唄市の職員に対し、繰り返し接待をするなど、「社会通念上相当と認められる程度」を超えて利益の供与をした場合、利益の供与を受けた美唄市の職員は、美唄市職員倫理条例に違反したとして懲戒処分の対象となります。

「社会通念上相当と認められる程度」かどうかは、次の事項を総合的に勘案して判断します。

- 美唄市の職員だけ供応接待を受けていないか。
- 金額が高すぎないか。
- 繰り返し接待を受けていないか。

【お問い合わせ】

美唄市 総務部 総務課 職員係
(美唄市コンプライアンス委員会)

☎0126-62-3131(内線 2125・2126)